

乳幼児期の子どもの権利と保育・療育の今日的課題

黒川久美

The Rights of the Child and Problems of Early Childhood Care and Education

KUROKAWA Hisami

キーワード：子どもの権利条約 子ども観 乳幼児期の権利 保育 療育

概要：まず、子どもの権利条約の子ども観の中心には「子どもの主体性の尊重」が据えられていること、子どもは誕生の瞬間から主体性を持っており、乳幼児は権利の保持者であること、乳幼児の主体性すなわち権利は、受容的で応答的な大人との関係の中で実現するものであることを示した。次に、乳幼児期の主体性を尊重する保育実践とはどのようなものかを示すとともに、そのような実践を支える保育条件面について言及した。最後に、障がいのある子どもの権利について、子どもの権利条約の条文を取り上げ、「特別なケア」を受けることは権利であり、無償であるべきことを述べ、日本の現状は改善すべき点があることを指摘した。

1. はじめに

2014年は、国連「子どもの権利条約」が、国連総会で採択（1989年）されて25年、日本政府がこの条約を批准（1994年）して20年という節目の年であった。全54条からなる子どもの権利条約は、「子どもの最善の利益」（第3条）を考慮して、「子どもの生存および発達を可能な限り最大限に確保する」（第6条）ために不可欠である子どもの権利が、あらゆる場で実現されることを求めた条約である。この子どもの権利条約が日本で発効して20年経過した今、その精神が保育・療育の取り組みの中でどう生かされ、具体化されてきているのか、いないのかを検証することは、これからの保育・療育の課題を探る上で意味あることではないかと考える。そこで本論文では、子どもの権利条約の視点から、保育・療育の実践を見つめ直し、今日的課題を探っていくことにする。

2. 子どもの権利条約の子ども観と乳幼児期の権利

まず、子どもの権利条約の子ども観、権利のとりえ方について、おさえておきたい。

保育・療育実践にとって、第一に重要なことは、どのような子ども観（子どもの見方・とりえ方）に立って子どもに向き合い、実践を展開していく

かという点である。

子どもの権利条約には、子どもは保護され（Protection）、成長に必要なものを与えられる（Provision）だけでなく、子ども自身が社会に参加する（Participation）存在だという、「3つのP」で表される子ども観が内包されている。特に「社会参加の主体」すなわち「権利行使の主体」であり「大人のパートナー」、「大人と対等な存在」という子どものとらえ方が示されている点が重要である。山下雅彦も言うように、親の従属物としての子ども観でも、「温情主義的＝パターンリスティック」な子ども観でもない、子どもを大人と対等な存在とみる子ども観である。「子どもはだんだんと人間になるのではなく、すでに人間である」（コルチャック）のだ。¹⁾ 増山均は、子どもの権利条約の子ども観の基本原則を「子どもを一人の人間（人格）として認め」「子どもの最善の利益を保障すること」だとおさえ、とりわけ「日々の生活の中で子どもの主体性を尊重しきること」が重要であると述べている。²⁾

さて、日本では、子どもの権利というと、「権利を認めると子どもがわがままになる」「権利の主張は、義務を果たしてから」などといった子どもの権利を制限したり否定する主張が今日も存在する。「その根底には、発達論から見て『子ども

はまだ未熟であり、しっかりとした判断ができない』という子ども観がある」³⁾といえる。こうした子ども観からすれば、乳幼児期や障がいのある子どもの権利は論外ということになる。実際、乳幼児は大人の保護なしには生きていけない存在だから、保護することは大人の責務だが、未成熟で、自分の思いを言葉で表現する力がない乳幼児を権利主体とはとらえられないという考えがまだ根深く残っている。

国連・子どもの権利委員会は2005年に「ジェネラルコメント第7号乳幼児期にある子どもの権利の実施」⁴⁾を採択し、乳幼児期の権利とは何か、権利保障のために何が必要かを明らかにした。子どもの権利条約においてあまり詳しく述べられていない、乳幼児の独自のニーズとそのニーズを満たす上での課題が取り上げられている。このジェネラルコメント第7号が出されてすでに10年近く経過しているが、保育関係者等にほとんど知られていないのが実情ではないかと思われる。以下、ジェネラルコメント第7号によりながら、乳幼児期の権利について見ていくことにする。

ジェネラルコメント第7号には、未成熟な乳幼児には主体性はなく、したがって乳幼児の権利は認められないという「伝統的な信念」に対して、子どもは生まれた瞬間から主体性を持っており、乳幼児は権利の保有者、社会の積極的主体であるという乳幼児観が示されている。第14パラグラフ「乳幼児の意見と感情の尊重」には「…乳幼児は、話し言葉及び書き言葉を通じてコミュニケーションができるようになるずっと以前から、選択をし、様々な方法で、自分の感情、考えおよび希望をコミュニケーションしているのである」と述べられている。すなわち、乳幼児は決して無力なのではなく、生まれたての赤ちゃんも、例えば、泣くことでお腹がすいたと表明し、外界に働きかける積極的行為主体なのである。

大人には、乳幼児の特性を踏まえて、乳幼児の声に耳を傾け応答していくこと、乳幼児が自らの権利を実現できるよう支援する責務がある。第16パラグラフには親およびその他の第1次的ケア提供者（以下「親」と記述）の責任に関して次のような記述がある。「新生児および乳幼児は他

者に完全に依存しているが、ケア、指示および指導の受動的な受容者ではない。乳幼児は、自らの生存、成長、および福祉のために必要とする保護、いたわり、および理解を、『親』から求める能動的な社会的主体なのである。新生児は出生直後から自分の『親』を認識することができ、非言語的コミュニケーションを積極的に行う。通常状況では、『親』との間に強い相互的愛着を形成する。これらの関係は、子どもに身体的および精神的安定、ならびに、一貫したケアおよび注意を提供する。子どもは、これらの関係を通して、自己のアイデンティティを形成し、文化的に価値のあるスキル、知識および行動を獲得する。このようにして、『親』は、それを通して乳幼児が自分の権利を実現することのできる主要な回路となる。」D C I 日本支部でジェネラルコメント第7号の日本語訳もしている世取山洋介⁵⁾はこのパラグラフの要点を、一つは、子どもには自らの力によって、外界に働きかけていく力があること、二つには、このような力は、子どもに日常的に直接接している親、及び専門職を含むケア提供者との相互的な人間関係、つまり愛着関係があって初めて発揮されうること、三つには、子どもが主体として位置づくような相互的な人間関係の中で、外界に関する認識を獲得し、自らのアイデンティティを形成する、という三点にまとめている。世取山によれば、ジェネラルコメント第7号における指摘で最も重要な点の一つは、乳幼児は誕生の瞬間から主体性を持っていること、そしてその「主体性こそが、子どもが権利の保持者として承認されるべきことの根拠になる」こと、「子どもがその主体性、すなわちその権利を、受容的で応答的な大人との人間関係の中で初めて実現できるものであること」である、という。まさに「子どもの権利の本質は子どもの主体性にある」のである。

ところで、子どもの権利条約の中で最も注目されてきた第12条「意見表明権」に関して、中村尚子によれば、「2009年 子どもの権利条約 第3回市民・NGO 基礎報告書」において、意見表明権とは「受容的・応答的な人間関係をつくる権利」であると述べられている、という。意見表明権は、「どのような発達の段階にあらうと、子

どもがあらゆる手段で発信することを受けとめる大人（社会）との関係の中で位置づけられる権利」であり、「子どもの『きかれる権利』とも表現」されるということである。⁶⁾ 意見表明権についてのこのとらえ方は上述の指摘と完全に一致する。

ここで、「意見表明権」の「意見」という言葉について一言触れておきたい。増山は「意見」にあたる言葉は、英文では“opinion”ではなく“view”となっており、それは「言葉で『意見』をまとめる力のない赤ん坊や障害児をも含めて、すべての子どもの『感じ方・とらえ方』に注意深く耳を傾け、細かに目を配っていくことの必要性を求めている」ものだとして、子どもの「気持ち（感じ方・とらえ方）」に注目することの大切さを指摘している。⁷⁾

子どもの権利を端的にわかりやすく表現した世取山の次の言葉をもって本項を締めくくりにする。すなわち、子どもの権利を一言で言えば、「子どもが『ねえ、ねえ』と発する言葉に、大人が『なーに』と答える人間関係をきちんとつくる」ということである。つまり、子どもの権利とは、「子どもの主体性を尊重し、子どもがその欲求を満たしてもらえ大人との間の受容的で応答的な人間関係を保障し、そして、そのような関係を通しての成長発達を現実のものにするということの意味」しているのだ、と。⁸⁾

3. 乳幼児の主体性を尊重する保育実践とそれを支える保育条件

多くの保育者は「子ども主体の保育」めざして日々実践に取り組んでいる。しかし保育者の思い（願い）と実際の保育のあり様との間にズレが生じていることも少なくない。子ども主体と言いながら、保育者の思い通りに子どもを動かそうとする保育者主導の保育、あるいはその反対に、子どものやりたいままにさせる放任の保育——保育者の思いと裏腹に、こうした保育に陥っている場合が少なからずあるように思われる。乳幼児の主体性が尊重され、その権利が保障されるような保育とはどういうものであるのかを、改めて問い直し、深めていくことが今、求められているのではないだろうか。

乳幼児の主体性が尊重される保育を具体的にイメージするための手がかりの一つとして、ある保育園保育者のゼロ歳児クラスにおける実践記録⁹⁾からエピソードを取り上げて検討してみたい。

本実践の保育者はかねてより「子どもと保育士は対等の関係であること」を大切にしてきたという。久しぶりにゼロ歳児クラスを担当することになった保育者は、大人の手助けなしには生きていけないゼロ歳児と保育者とは、力関係でいえばどうして対等とはいえない。「ゼロ歳は、おとなに従順なのではないか」「気づかぬうちに大人の思いどおりにになってしまいがちなのではないか」。では「『対等でない関係』を『対等な関係』にしていくために、具体的にどうしたらいいのだろうか？ どうしたら子どもたちが『保育士と自分たちは対等だ』と実感できるのだろうか？」と自問しながら保育をスタートさせていったということである。

「朝のおやつ」の時、サブ保育者が午前寝のための布団を敷き、カーテンを閉めた、という。この一見何気ない場面について、保育者は次のようなこだわりをもつ。「確かに保育者の手があいているうちに次の準備をしておくとは生活はスムーズに流れる。子どもも、おやつを食べながら『次は寝るんだなあ』と思うかもしれない。でもほんとうにそれでいいのか？ 子どもはおやつを十分に楽しめるのか？ それで子どもが主人公の生活と言えるのか？ 子ども自身が主体者であるという気持ちが育つのか？ 『拒否する自由を保障する』と言いながら、『おとなの思い以外の生活は認めない』というようなメッセージとして子どもに伝わってしまわないか？」と。このような問いを自らもつ中で、生活リズムは大切だが、「決まった時間に布団に入ればいいものではないはずだ」「『寝ようかあ』と声をかけ、ゆっくりと布団を敷き、ゆっくりとカーテンを引いて電気を消し、眠そうな子から抱っこして眠気を誘い、『眠ることは心地いいことだよ』と感ずるように部屋の雰囲気をつくり、ゼロ歳の子どもなりに自分からその気になるように」保育を展開することが重要ではないかと気づき、保育を見直していったということである。例えば、ハイハイをするようになるま

で、おやつや食事を子どもたちの大好きな時間にしておく。ハイハイができるようになったら、食べ物を子どもから見えやすく、香りにも気づきやすいように、低いテーブルの上に置くようにする。初めは視覚的な好奇心から寄ってくるが、やがて食べることを目的に自らやってくるようになる。そんな時は、他の子が来るまで待ったりはせず、その子の食べたい気持ちを優先して、即、食べ始めるようにする。一人が食べ始めると、他の子も友だちと保育者のやりとりで気づいて、やってくるようになる…。つまり「ゆったりとした時間の流れの中で、子どもが自ら気づいていく環境づくり」が先ずもって重要であり、「子どもをよく見て、子どもの心の動き（願い）を認めると同時に、それを実現させる」ことが大切なのだ、ということである。

日常の保育、特に乳児保育において、一つひとつ指示して子どもを動かすのではなく、「次は～～だ」という見通しを子ども自身の中に形成して、子ども自ら主体的に活動していけるようにすることが大事だというとらえ方にとりたてての疑問を持たないことが多い。確かに、子ども自ら見通しを持って生活することは、子どもが生活の主人公となる上で重要なことである。しかしその見通しが、子どもの本当の願い・要求に基づくものでないならば、それは子どもが主人公の生活とはどういえるものではない。子どもに寄りそい、子どもの思いをキャッチし、本当の願いをふくらませるための手立て＝環境づくりに留意し、子どもがその気になるのをじっくりゆっくり待つ保育においてこそ、子ども自身による主体的な見通しは育っていくのである。

上記の保育実践エピソードは、乳幼児はケアの受動的な受容者ではないこと、乳幼児の主体性を尊重する保育、子どもが「その気になる」、すなわち子どもが自ら選択する権利を保障する保育のあり方とはどういうものかを見事に示してくれていると言えよう。

とかくゼロ歳児のケアは、大人からの一方的な働きかけになりがちで、大人の思いどおりになっているのではないかという気づきすら起こらないことが多いように思われる。赤ちゃんに

声をかけることなく、いきなりおむつ替えをする、いきなりベッドから抱き上げる等々…。赤ちゃんにかかわる時には、正面からしっかり向き合って、名前を呼んであげて、「さあ、～しようね」とやさしく声かけをする。そして少しの“間”をおいて一この“間”が大事一、赤ちゃんからの声や笑顔や手足の動き等の応答を受けとめて、ゆったりと働きかけていく。こうした子どもとの向き合い方は、ゼロ歳児にかぎったことではなく、どの年齢段階でも大事にしたいところである。一人の人格ある人間として子どもと向き合うことが子どもの主体性を尊重する保育の出発点である。

上述した子どもの主体性を尊重する実践エピソードにおいて、「ゆったりとした時間の流れの中で、子どもが自ら気づいていく環境づくり」の大切さが唱えられていたが、このことが実践的に実現されるには、保育者の意識や保育姿勢が変わるだけでは困難であり、保育条件面を視野に入れる必要がある。そこで、以下では、再びジェネラルコメント第7号を取り上げ、この問題に迫っていきたい。世取山は、これを「“権利保障主体を権利保障主体たらしめる”という課題」であると述べている。¹⁰⁾

ジェネラルコメント第7号には、親と「子どものケアおよび教育を専門とする専門的ケア提供者」、それぞれが、子どもの権利保障の主体になることを可能にするために、国がなすべきことが取り上げられている。子どもの権利を実現するためには、親や保育施設・保育者等に対する支援が不可欠である。子どもの権利条約第18条「親の第1次的養育責任と国の援助」には、親が養育責任を果たせるように国は親を支援しなければならないとあるが、親支援とともに、子どものケアのための施設やサービスを提供することもまた国の義務だということが明記されている。ジェネラルコメント第7号にはこのことに関して、次のような指摘がある。

第23パラグラフ「年齢段階にふさわしいプログラムに関する基準および専門的研修」には、「専門的ケア提供者」(＝保育施設や保育者等と考えてよいであろう)に対して国がなすべきことが示されているが、世取山によれば、「子どもの権利

委員会によって、子どもに直に接している専門家の地位に関連してこれほど具体的かつ包括的な見解が示されたことはないので、実に画期的なこと」という。¹¹⁾ 世取山は4点に整理している。すなわち①十分な人数のスタッフが配置されていること。②スタッフが適切な心理学的資質を有していること。③スタッフが良く研修を受けていること。その研修は「子どもの権利および発達についての理論および実践に関するしっかりとした、かつ、最新の理解」を獲得させるものであること。④「乳幼児に直に接する労働には、高い資格を有する男性および女性の労働力を引き付けるために、社会的に価値が与えられ、かつ、適切な給与が支払われる」こと。

では、日本の保育の実情はどうであろうか？ 待機児童問題は未だに解決できておらず、保育園の保育士不足も深刻な問題となっている。厚生労働省の調査によれば、資格を持っているのに働いていない「潜在的保育士」が保育の仕事を希望しない理由の第1位が「賃金が希望に合わない」(47.5%)ということである。¹²⁾ 保育士の平均給与は、全業種の平均より月10万円以上も低いといわれている。上記④に関わることがら一つとっても日本の貧しい現状が浮かび上がる。また、保育需要の伸びに保育園の整備が追いつかない状況が続いている。保育園の新設以外に、この間、規制緩和による「定員の弾力化」が進められてきた。これは、保育園に定められている入所定員について、保育士比率や面積等の最低基準を達成した上であれば、定員を超過して入所させることができるようにする措置である。年度当初は15%まで、年度途中は25%までといった制限が設けられていた時期もあったが、現在では、こうした制限は設けられていない。保育園の多くは、定員超過が常態化している。特に、待機児童の約8割が3歳未満児と言われている中、3歳未満児クラスにおける「詰め込み保育」の状況は深刻である。例えば、今井和子は1歳児高月齢児34人を6名の保育者で保育している園の様子を次のように報告している。¹³⁾ 一人のリーダー保育者が34人の子どもたちをかけ声で一斉に動かす保育者主導の保育が行われていた。子どもたちは、みんなが揃うま

でおとなしく待つ「おりこうさん」であった。トラブルもなければ自己主張もない。自我が芽生えるこの大切な時期に、大人から支持されて行動することを身につけてしまったら、この子どもたちは今後どうなるのであろうか…、と。こうした保育は、単に保育者の保育観・子ども観の問題だけではなく、保育条件に関わる問題が背後にあるといえる。詰め込み保育は保育者から余裕を奪う。グループに分けようにも保育スペースが確保できない。子ども一人ひとりの思いをていねいに捉え、子どもが自ら動きだすことをゆっくり待つなど不可能に近い。子どもの主体的な動きを待つのではなく、保育者の都合に合わせた、子どもを待たせる保育に陥っていく。やがてそれが「あたりまえ」になっていく。保育者が子どもの権利を実現できるようになるには、それを可能にする条件が整備されなくてはならないのである。保育者が「権利保障主体たりうることを可能にする条件整備」¹⁴⁾があつてこそ、「ゆったりとした時間の流れの中で、子どもが自ら気づいていく環境づくり」の実践が可能となることを改めて確認することが必要であろう。2015年度から本格実施される「子ども・子育て支援新制度」で保育条件は改善されるのであろうか？ 残念ながら答えはNOである。新制度では保育が多元化され、保育条件に格差が生み出されることが予想される等、新制度は多くの問題点を孕んでいる。

4. 障がいのある子どもの権利と療育

最後に、乳幼児期の障がいのある子どもの権利の問題に触れておきたい。子どもの権利条約の全ての条文は障がいのある子どもにも当然ながら適用されるものである。ここでは障がいのある子どもに、直接関係の深い2つの条文を取り上げる。まず、「差別の禁止」を規定している第2条には、障害による差別の禁止が明記されている。次に、障がいのある子どもが子どもとして成長発達するためには、特別なケアへの権利が認められねばならないとする第23条がある。第23条では障がいのある子どもの権利が4項にまとめられている。第1項は「締結国は、…(障がいのある子どもが) 尊厳を確保し、自立を促進し、かつ地域社会

への積極的な参加を助長する条件の下で、十分かつ人間に値する生活を享受すべきであることを認める。」すなわち、ここでは、障がいのある子どもが人間らしく楽しく生活することができるための条件として、「尊厳の確保」・「自立の促進」・「地域社会への積極的参加の助長」が示されている。第2項は「締結国は、…(障がいのある子どもの)特別なケアへの権利を認め、かつ利用可能な手段の下で、援助を受ける資格のある子どもおよびその養育に責任を負う者に対して、申請に基づく援助であって、子どもの条件および親または子どもを養育する他の者の状況に適した援助の拡充を奨励しかつ確保する。」早期からの療育は障がいのある子どもの発達保障にとって不可欠である。また、看護的ケアなしには生存も発達も困難な子どももある。そうした「特別なケア」は権利として保障されるべきことなのである。第3項では、①障がいのある子どもの「特別なニーズを認めること」、②援助に要する費用は原則として「無償で与えられること」、③援助は「可能な限り社会的統合と個人の発達を達成することに資する方法で」行われること、④そのために、「教育、訓練、保健サービス、リハビリテーションサービス、雇用準備およびレクリエーションの機会」を利用し享受することができるようにすること、というように障がいのある子どもにとって重要な権利の中味が列挙されている。¹⁵⁾

第23条2項、3項には療育などの「特別なケア」は権利であり、原則、無償であるべきことが明確に示されている。日本の療育をめぐる制度ではどうであろうか？障がい乳幼児の身近な地域での療育の場として1972年開始された「心身障害児通園事業」では利用者負担は無かった。その後、1998年に名称変更した「障害児通園(デイサービス)事業」は、2003年度に導入された「障害者支援費制度」により「児童デイサービス事業」として利用契約制度になるとともに、応能負担とはいえ利用者負担が生じるようになった。さらに児童デイサービス事業は2006年度から「障害者自立支援法」に組み込まれ、応益負担(定率1割負担)となった。そして2012年度からの「改正児童福祉法」により乳幼児の療育は児童福祉法に

規定し直され、「児童発達支援事業」となるが、「利用契約」「応益負担」は引き継がれている。つまり、子どもの権利条約23条に反する施策が継続されているのである。

この問題に対して、全国の療育関係者や親たちは「障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会」を2005年に立ち上げ、取り組みを展開してきた。身近なところでは、鹿児島においては、全国の運動と連動しながら、親たちが声をあげ、2007年4月から鹿児島市での療育の「恒久的無料化」を勝ち取っている。伊佐市(当時は大口市)における「義務療育は無償」という市の独自施策を皮切りに、鹿児島県内で無料化した自治体は鹿児島市をはじめ全域に広がってきた。残すところ離島での無料化実現が当面の課題となっている。どこに生まれても無償で療育が受けられるようになるという「権利としての療育」の確立に向けての取り組みが進められている。

ところで、2011年8月に「障害者基本法」が改正され、第17条として「療育」の項目が新たに位置づけられた。第17条は次に示すように、療育の場の整備が国と自治体の責務であることが明記されており、これを機に取り組みを更に前進させていくことが期待される。

〔療育〕第17条 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。

(改正障害者基本法—2011年8月公布・施行)

近年、児童発達支援事業を中心とする療育の場は急増している。その要因の一つに、制度改変のもと、株式会社やNPO法人が事業に参入していったようになったことがあげられる。事業所の増加が療育の質の問題に影響を与えている。近藤直子によれば、新たに参入した事業所が、「〇〇療法」という特別な取り組みを「売り」にすることで親の選択を促そうとする傾向がみられるという。¹⁶⁾ また、近藤の言うように、国が児童発達支援事業

を「出来高払いの『スポットサービス』として位置づけている」ことから、障がい児保育を実施している幼稚園や保育園等が、児童発達支援事業を「訓練や土曜日に利用する並行療育の場」としてとらえる傾向も少なからずあるようである。¹⁷⁾ こうした状況の中、今、乳幼児期にふさわしい療育とは何か、その質を改めて問い直すことが求められている。発達支援という視点からみた療育は、「一人ひとりに目を向けたていねいな保育」¹⁸⁾ と言い換えることができ、そこでは訓練ではなく、乳幼児期にふさわしい人間らしい生活をていねいに保障していく実践を更に深めていくことが必要であろう。

5. おわりに

以上、先ず、子どもの権利条約において、子ども観並びに乳幼児期の権利が、どう規定されているかを取り上げた。子どもの権利条約において子ども観の中核に据えられているのは「子どもの主体性の尊重」であること、子どもは誕生の瞬間から主体性を持っており、乳幼児は権利の保持者であること、乳幼児の主体性すなわち権利は、受容的に応答的な大人との関係の中で実現するものであること、従って、保育者等周囲の大人は、乳幼児の気持ち（感じ方・とらえ方）に注意深く耳を傾け、ていねいに応答することが求められる、ということを示した。次に、乳幼児期の主体性を尊重する保育実践とはどういうものかを実践エピソードを基に分析した。併せて、主体性を尊重する保育のためにはそれを支える保育条件が整っていることが不可欠であることを、ジェネラルコメント第7号に示されている「権利保障主体を権利保障主体たらしめる」ための方策をもとに示し、日本の現状は改善すべき課題が多いことを指摘した。更に、障がいのある子どもの権利について、子どもの権利条約の条文を取り上げ、「特別なケア」を受けることは権利であり、無償であるべきことが明示されていることを述べた。乳幼児期において重要な特別なケアとしての療育が応益負担になっている制度の問題点や、「ていねいな保育」として療育実践が追求されることの重要性を指摘した。

最後に、今後の課題として、一つには主体性を尊重する保育のあり様を、蓄積されている実践記録によりながら理論化していきたい。二つには、「ていねいな保育」としての療育実践を体系化していくことを現場の実践者とともに追究していきたい、と考えている。

注

- 1) 山下雅彦「子どもの権利と学童保育－学童保育を支える憲法・条約」『学童保育指導員のための研修テキスト』かもがわ出版、2013年、p.39～40
- 2) 増山均「子どもの権利条約の子ども観－ジェネラルコメントに注目して」日本子どもを守る会編『子ども白書2014』本の泉社、2014年、p.35
- 3) 増山均 同上
- 4) 国連子どもの権利委員会は、子どもの権利条約の条文についてどう理解すべきか、主要な条文に関わるジェネラルコメントを2001年の第1号以来次々と出してきており、2013年までで16号に達している。ジェネラルコメント（General Comments）は「一般的意見」「概括的解説」「一般的注釈」等と訳されている。ジェネラルコメント第7号はDCI日本のサイト（<http://www.dci-jp.com/g7.html>）などに全文の日本語訳が掲載されている。
- 5) 世取山洋介「基礎から学ぶ 子どもの権利条約と保育 第1回 子どもの権利条約と乳幼児の権利」『保育情報』No.414、2011年5月、p.2～12
尚、DCI日本支部とは、日本国内における「子どもの権利」の保障・発展を唯一の目的とする国連NGOである。DCIはDefence for Children International Japanの略。
- 6) 中村尚子『障害のある子どものくらしと権利』全障研出版部、2013年、p.117～118
- 7) 増山均 2) に同じ、p.36～37
- 8) 世取山洋介 5) に同じ、p.4
- 9) 増本敏子「子どもと保育士の『対等な関係』とは？」『保育のきほん ゼロ・1歳児』ちいさいなかま社、2009年、p.108～115

- 10) 世取山洋介 5) に同じ、p.9 ~ 10
- 11) 世取山洋介 同上
- 12) 職業安定局実施の「保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない求職者に対する意識調査」結果より。本調査結果は、厚労省「保育を支える保育士の確保に向けた総合的取組」(平成25年10月)における参考3の資料として公表されている。
- 13) 今井和子 『遊びこそ豊かな学び』 ひとなる書房、2013年、p.22 ~ 23
- 14) 世取山洋介 5) に同じ、p.9
- 15) 日本子どもを守る会編『子どもの権利条約－条約の具体化のために』草土文化、1995年、p.32 ~ 35
ならびに 中村尚子 6) に同じ、p.119
尚、第23条第4項には国際協力に関すること等が盛り込まれている。
- 16) 近藤直子他『ていねいな子育てと保育』クリエイツかもがわ、2013年、p.9 ~ 10
- 17) 近藤直子「乳幼児期の発達保障における保育所・幼稚園の役割」『障害者問題研究』第42巻N0.3 2014年11月、p.6
- 18) 近藤直子『自分を好きになる力～豊かな発達保障をめざして』クリエイツかもがわ、2012年、p.88 ~ 89

【付記】 本研究は、平成26年度南九州学園奨励研究費の補助を受けて行ったものである。